

第99回接続料の算定等に関する研究会

日時 令和7年9月9日（火）10:30～11:28

場所 オンライン会議による開催

出席者 （1）構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、武田 史子 構成員、
西村 暢史構成員、西村 真由美構成員
(以上8名)

(2) オブザーバー

NTT東日本株式会社 長澤 秀幸 相互接続推進部 制度・料金部門
部門長

中井 裕史 経営企画部 営業企画部門
部門長

NTT西日本株式会社 藤本 誠 相互接続推進部 部長

木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門
部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長

野平 秀典 相互接続部 推進1グループ
グループリーダー

田淵 翔 相互接続部 推進2グループ
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 課長

原 裕樹 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
久保 真 会長
一般社団法人 I P o E 協議会
石田 慶樹 理事長
豊野 剛 事務局長
株式会社NTTドコモ 福山 佳子 経営企画部 料金企画室長
東原 弘 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
飯倉総務課長、井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、
小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
伊井料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 第九次報告書（案）に対する意見及びその考え方について
- ・ 事務局より、資料99－1及び資料99－2について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 第九次報告書（案）について

【相田座長】 それでは、ただいまから接続料の算定等に関する研究会、第99回会合を開催いたします。

本日、構成員はオンライン会議にて8名全員の出席となっております。

議事に入ります前に、総務省におきまして人事異動があったとのことですので、事務局から紹介をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今般、総務省において人事異動がございました。つきましては、新たに着任いたしました電気通信事業部長の吉田、事業政策課長の井上、料金サービス課長の飯嶋の順に一言ずつ、着任の御挨拶をさせていた

だきたいと思います。それでは、吉田部長からよろしくお願いいたします。

【吉田電気通信事業部長】 おはようございます。7月に着任いたしました吉田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【井上事業政策課長】 7月に事業政策課長に着任いたしました井上と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

【飯嶋料金サービス課長】 料金サービス課長の飯嶋と申します。よろしくお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、第九次報告書（案）に対する意見及びその考え方についてでございます。まず、事務局より御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局の料金サービス課の小川でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。それでは、資料99－1に基づきまして、接続料の算定等に関する研究会第九次報告書（案）に対する意見及びその考え方（案）につきまして、御説明させていただきたいと思います。

（事務局より資料99－1及び資料99－2に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。多くの意見が寄せられたということは、内容に関する関心の高さというものを反映しているのかと思います。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等がございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうで順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたらチャットを活用いただくとか、直接マイクをオンにして御発言いただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。丁寧に報告書をまとめていただいて、これまでの我々の議論が生かされているかと思います。それで、いろいろな懸念事項、例えば激変緩和措置に対する懸念であるとか、卸の問題についての懸念であるとか、事業会社様、いろいろとお抱えでしようけれども、これは今後とも注視していかなければいけない問題か

と思います。あと、トラヒック・ポンピングについても今回、いろいろと我々、議論しましたけれども、一旦は終息しているという認識ですが、また、頭がいいとかずる賢い人たちが出てきて、新しいまた何か、隙間をついて何か出てくるとと思いますが、そのときにはまたいろいろ考えなければいけないと思います。以上、コメントです。

【相田座長】 ありがとうございました。では続きまして、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協、西村です。第九次報告書（案）については異存ございません。一つお話ししたいと思ったのは意見73のNTTの東西同一料金についてです。今回はあまり深みのある話まで行かず終わってしまっているの、今後の宿題というようなことを私自身も期待しております。以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。それでは、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。第九次報告書（案）についてはきちんと議論をまとめていただいているので、内容的には結構だと思います。数多くのテーマで議論をしてきたわけで、進展したもの、改善できたものもあれば、道半ばのテーマも数多く残っているように思います。そういう意味では今後とも、今回のパブコメでいただいた意見を参考に状況をきちんと注視して、必要な議論を継続的に深めていくことが必要と考えています。

一つ、コメントになります。考え方76の固定網の話で言うと、NTTの情報公開については、例えば一般的な賃金上昇とかエネルギー価格の上昇データではなくて、NTT自身のデータに基づく情報開示をしていただきたいという要望があり、NTTとしてはこの点も含めて、あるいは追加の要望も含めて、必要とされる情報公開について前向きに検討すると言われていたので、ここは期待したいと思っています。併せて、事業者間協議が機能すればこういった会議、総務省での議論自体、減ってくると思うので、事業者間協議がきちんと機能するよう事業者それぞれ努力していただきたいと思います。

最後に一つ、追加で申し訳ありませんが、NTTから接続は規制対象でも卸は原則相対だから、卸が厳しく規制される理由は何ですかと聞かれたことがあるので、改めて説明しておきたいと思います。例えばEUではSMP（Significant Market Power）として認定されるとその事業者の提供するサービスは事前規制の対象になるという考え方があります。接続だと規制で卸だから規制ではないということではないと考

えます。企業を認定して、一種、二種だから規制をかけるということではなくて、基本的な考え方としては市場支配力、優越的地位があれば当該サービス、当該市場は事前規制の対象になると、本来的にはそういった考え方だと思っています。

例えば、EUでは着信規制と発信規制で独占力の違いがあれば、料金規制にも違いがあるということになります。そして、EUに規制機関においては、音声着信はボトルネックでSMPありと認定されていて、事業者は接続料を下げるインセンティブも、コストを下げるインセンティブもないと認識されており、したがって、着信接続料については、固定もモバイルも全事業者が等しく厳しいPure-LRICの対象とされている、そのように理解しています。そういう意味では、総務省で代替検証という建付けで代替サービスが限られていることで優越的地位があると認められることで、特定卸として必要な規制を追加するという考え方をとっていると思います。基本的にこれはEUのSMPの規制と同様のもので、それなりの妥当性というか、EUと共通した考え方がベースにあると考えられます。以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。それでは、西村暢史先生、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村です。先ほどの佐藤先生からの御指摘もお伺いしながら感じたコメントという形で発言させていただければと思います。まず、非常に丁寧なこの報告書案をまとめていただきまして、ありがとうございます。第九次報告書（案）として、これでよろしいのではないかというのが、まずはコメントになります。

その上でですけれども、競争といったような場合、特にこの産業分野は技術革新、それからインフラの継続維持・発展とともに、事業活動の変化にも留意しながら、通常の消費財などの産業における競争に加えた詳細な検討というのが求められるものであると理解しておりますし、その上で特に垂直統合型事業者、特にインフラを有する事業者と当該インフラを利用することで事業活動を初めて展開することが可能な事業者との関係、こういった形からも競争というものを捉えていかなければいけない。日本における公正な競争というものがどういうものかというのも、海外の状況を踏まえながら見ていくという、こういうことは不断にしていかなければいけないと考えています。

その上で、特に今回、トラヒック・ポンピングもそうですけれども、関係事業者様からの発議といいますか、発信によって取り組んだ規制制度というのもあろうかと思います。こういった規制当局、それから電気通信事業者との間の様々なダイアログによっても支え

ているというのがこの産業の特徴的でもありますので、この場合、先ほども関係者の協議というのが話題にも上がっていましたが、関係者の間での取組というのは今後も求められてくるものと理解しております。以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございました。では、続きまして関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。今回のパブコメに対する総務省の考え方、研究会としての考え方も、今までの議論を十分反映していただいて、私はこれで賛同いたします。先ほど、全消協の西村真由美先生から意見73について真面目に議論しなかったという御意見をいただきましたけれども、コストについて言うとN T T東日本とN T T西日本とで事業環境が異なるわけで、当然コストは異なってくるわけです。これをなぜ料金に反映しないのかという点なんですけれども、これはニーズが、利用者の方たちがどのような事業環境に置かれているかによって、真っ二つに分かれるわけです。

エリア限定で、東のエリア内、あるいは西のエリア内で事業活動を行っていらっしゃるユーザーからすると、コストベースということがフィットするということになると思うんですが、全国展開をされている事業者の場合にはエリアごとの料金格差がかえって邪魔になるという御意見をいただくことが多ございます。その意味で、メタルI P電話のように距離別料金を排除したということを想定していることを考えても、やや全国均一料金のほうに分があるような気がいたしますので、この点だけコメントしておきたいと思います。以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、これまでいただいた御意見、第九次報告書（案）の考え方に対するものというよりは、より大きな観点でというものが大きかったかと思いますけれども、事務局からは何かコメント等ございますでしょうか。

【小川料金サービス課課長補佐】 先生方、ありがとうございます。事務局の料金サービス課の小川でございます。特に固定通信の部分、多く御指摘をいただいたと思っておりますので、まず私からでございますけれども、まさに高橋先生や佐藤先生からもご指摘をいただきましたけれども、卸電気通信役務につきまして、ガイドラインに基づく自己検証という形でやっておりますけれども、今回、卸先事業者様からももう少し情報開示ですとか具体的な進展をとという意見もございました。この辺り、考え方にも書かせていただいて

おりますけれども、NTT東西の正当な利益に留意という議論もあるのでそのバランスももちろん考慮いたしながら、この卸料金の適切性については継続的な課題として取り組んでまいりたいと思います。

また、御指摘いただきました欧州の規制の在り方、ぜひこちらも参考にさせていただきながら、この制度の在り方というものも引き続き検討してまいりたいと考えております。また、東西同一料金に関しては西村真由美先生からもご指摘いただきましたが、今回、NTT東西からアンケート結果に基づく説明がございましたけれども、ソフトバンクからも意見がございましたとおり、また関口先生からも補足いただきましたが、東西間のコスト構造の差分なども見ながら、同一料金の是非というよりは具体的にどういう考え方で同一料金を取っているのかといったことについて、もう少し踏み込んだ説明をということで御指摘いただいたと考えておりますので、この辺りはNTT東西におかれても引き続き、より詳細の説明に努めていただくよう、準備をいただければと思います。こちらにつきましても、継続的な卸の検証の中でできるだけ具体化を図って、納得を得られるような説明に努めていただければと考えております。私から以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございました。

ただいまの事務局からのコメントも踏まえて、追加でまた御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。佐藤先生、どうぞ。

【佐藤構成員】 報告書と少し離れて、残された課題として話してもよろしいですか。

【相田座長】 結構です。

【佐藤構成員】 しばらく議論していませんが、ビル&キープの議論があって、当時は当面、モバイルにおいて音声・データの費用配賦を見直して、音声接続料を引き下げ、それと並行しながらビル&キープの実施に向けた検討をどこかの時点で始めるということだったと思っています。全体的に今日の会議もそうですけれども、幾つかきちんとやり遂げた仕事もある中で、やり遂げられなかった仕事もたくさん残っていると思います。

当時、ビル&キープの議論でいうと、私は古い経済学者だったので、接続料はコストベースで、コストから乖離した料金設定というものに積極的に賛成できないというところがありました。一方で、アメリカではビルド&キープが採用されているので、経済学者の議論を調べてみると、ビル&キープについて予想外に多くの議論がありました。例えば通話で便益を受けるのが発信者で、発信者が通話料を支払いそこから着信料を着信網に支払う、

そういう従来のな考え方についても別の考え方がある、通話が成り立つことで発信者も受信者も便益を得て、発信者課金で接続料を払うというフレームワークではなくて、受益者である発信者、着信者がコストを共に負担すべきではないか、さらに実現可能な施策としてビル&キープに関する種々の論文、幅広の議論がありました。

そういうことなので、ビル&キープに関してすぐに議論に入ることではないのかもしれませんが、まずは米国やEUにおいて様々な議論が展開されているようなので、どこかのタイミングで欧米の実態、あるいは議論について、まず整理いただくことが必要ではないかと思いました。以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。

では、続きまして酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。私は経済学者ではないので、よく分からないところもあるんですが、技術者の観点から最近、興味を持っていることを申し上げたいと思います。

接続制度そのものはNTT東西、あるいはMNOが接続事業者に対してどうやって公平に回線を提供するかということだと思いますけれども、公平という観点から見ると結局、ある意味ではMNOもNTT東西も接続事業者のパフォーマンスを、クオリティ・オブ・サービスと言っていいんでしょうか、提供するわけで、結局、ネットワークのパフォーマンスをちょっと上げるとどのくらいコストがかかるのかというところが、何か原理的にあるような気がいたします。

パフォーマンスといいますと例えば伝送速度ですけれども、今は最大とか平均とか規制していますけれども、御要望によっては、最大は規制するけれども時間帯によってはもう少し上げてもいいって話があると思います。そうするとこれもパフォーマンスを上げるわけなので、本質的にネットワークの構成にいいか悪いかは別として、パフォーマンスを上げることによってどのくらいコストが高くなるのかという分析もあっていいのかと思いました。

例えば信頼性という話もありまして、NTT東西と同じような信頼性を提供してほしいという話がございますけれども、これも信頼性の場合には僅かに上げるというよりは桁が上がるわけですが、例えば信頼性をある程度上げると一体ネットワークとしては、そのネットワークがいいかどうかは別として、どのくらいコストアップになるのか。こういう話も出てくると思います。

最後に、そのうちに、例えばI OWNという話になりますと、遅延というのも結構大きな要素になるかもしれません。遅延というのも大きなパフォーマンス要素で、今このネットワークで遅延を少なくしたらどのぐらい余計にコストがかかるのかという分析もあって、もいような気がいたしまして、これはネットワークをどう作るかという話とは別ですけども、原理的にこういうネットワークだったらこういう特性を持っているんだというようなことを、もし何かこう分析でもできて、いろいろ検討に対してそういうのができたら、難しいかもしれませんが将来的には面白いのではないかと思って、意見を申し上げました。以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

ただいまの両先生からの御発言につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 料金サービス課の廣瀬でございます。コメントいただきまして、大変ありがとうございました。佐藤先生からは、大きくビル&キープ、音声接続料の関係ということで御意見をいただいたところでございます。今回のパブコメの中でもビル&キープに関する御意見も出てきているところですので、いただいた御指摘も踏まえながら、今後の検討の参考にさせていただければと思います。また、酒井先生からはデータ接続料、モバイルでいうとデータ接続料の在り方みたいな部分かと思いますが、大変御示唆に富んだ御意見をいただいたと思っております。こちらも今後の検討の参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

【相田座長】 ほかに御発言の御希望、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、いろいろ御発言いただきましたけれども、本日事務局にお示しいただきました考え方の案につきまして、修正すべきという御意見はなかったように思いますので、本日事務局にお示しいただきましたとおり、資料99-1、提出された意見に対する考え方と、資料99-2、第九次報告書を取りまとめることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田座長】 では、そのように取り運ぶこととさせていただきたいと思います。

それでは、以上で事務局に準備いただいた議題は終了したと思いますけれども、第九次報告書の公表と今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございます。お取りまとめいただきました第九次報告書につきましては、総務省ホームページにて今後、公表することを予定しております。

今後の予定についてでございますが、今回の会合をもちまして本研究会は一区切りとさせていただきます。なお、今後の議論は情報通信審議会の枠組みに移行して行うことを予定しております。構成員の皆様におかれましては、長きにわたりこの接続料の算定等に関する研究会における御議論に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは、本日最終回ということで、湯本総合通信基盤局長から御発言いただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

【湯本総合通信基盤局長】 総務省の総合通信基盤局長の湯本でございます。改めまして、相田座長をはじめといたしまして各構成員の皆様方におかれましては、長きにわたり御知見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本研究会につきましては、電気通信ネットワークのIP化が進展し、IP網が我が国の基幹的な固定通信網の基軸となっていく中で、電気通信事業における競争基盤となる接続をめぐる諸論点について議論・検証を行っていくという趣旨から、2016年に「接続料の算定に関する研究会」として開催したのが端緒になります。それから9年が経ち、これまで延べ99回もの会合が開催されました。この中では、関係事業者や関係団体の皆様にはオープンな形で御意見をお聞きしつつ、2019年からは名称を「接続料の算定等に関する研究会」と改め、指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務のルールを検討など、接続にとどまらない多様な諸論点につき先生方には御議論を重ねていただきました。

この御議論を踏まえまして、総務省におきましては、例えばでございますけれども2018年のNGNの接続料・接続要件に関する規定の整備、2020年のモバイル接続料における将来原価方式の導入に係る省令改正や、卸料金の適正性確保のための卸検証ガイドラインの策定、2022年のモバイルスタックテストガイドラインの策定、2024年のトラヒック・ポンピングへの厳正な対処を行うためのガイドラインの策定など、様々な具体化を実現してまいりました。

言うまでもないことでございますが、接続の制度というのは電気通信事業分野における公正競争確保のための基盤であることに加えまして、昨今の技術の進展に伴いまして、今後も接続制度などの競争ルールに関する新たな論点が発生することが想定されるところで

ございます。事業者間の公正な競争環境の中で、今後も多様なサービスを低廉な料金で消費者の皆様方に届けられる環境を確保するためには、接続制度をはじめとする競争ルールの適正な運用、またその見直しに向けた不断の検討が必要であると考えているところでございます。

さて、先ほど事務局からもお話がありましたとおり、本研究会は今回をもって一区切りとなります。こちらにつきましては、先の電気通信事業法の改正におきまして市場検証の枠組みが法定化され、審議会において議論されることになったことも踏まえまして、電気通信事業法の制度、政策に関する議論につきましては可能な限り審議会の建付けのもとで進めていこうとするものであり、接続制度等の公正な競争環境の確保に関する議論につきましても、今後、情報通信審議会のもとで議論、審議していただきたいと考えているところでございます。

また、改めまして、相田座長をはじめといたしまして各構成員の皆様方におかれましては、これまでの御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き御指導いただきますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶をさせていただきます。本当にありがとうございました。

【相田座長】 湯本局長、どうもありがとうございました。

私が座長を務めさせていただきましたのは途中からで、その前は辻先生に座長をお務めいただいていたと理解しておりますけれども、トータル99回ということでございましたけれども、大変多くの回数にわたりまして精力的に御議論、御検討いただきまして、ありがとうございました。私からも深く御礼を申し上げます。

ということで、以上をもちまして本研究会、閉会ということでございます。繰り返しますけれども、長きにわたりまして、どうもありがとうございました。